

電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方 に関する提案募集

09年1月9日

総務省

総務省は、モバイル市場・固定ブロードバンド市場における環境変化、これらの市場と通信プラットフォーム市場・コンテンツ配信市場との関係の緊密化、更に今後の固定通信市場とモバイル市場の融合等を見据えて、電気通信市場における公正競争環境を確保する観点から接続ルールの在り方について検討を行うこととしている。本提案募集は、この検討に先立ち、以下の項目について広く提案、意見等を募集するものである。

1. モバイル市場の公正競争環境の整備

第二種指定電気通信設備制度は、モバイル市場の公正競争環境を整備する観点から、01年の電気通信事業法(以下「法」という。)の改正により導入されたものである。

当該制度検討時(00年)の約9年前と比較すると、モバイル市場の契約数は、約6,000万から約1億1,000万とほぼ倍増し、固定電話市場(約5,000万契約)やブロードバンド市場(約3,000万契約)に比べても、巨大な市場に成長している。また、07年度には、国内通信の通信時間で初めて携帯発の通信時間が首位に立つなど、接続事業者や国民利用者にとって、ビジネス展開上・日常生活上の基礎的インフラとして、その重要性・不可欠性が著しく高まっている状況にある。

このような状況の変化に伴い、移動網との接続形態も、従来の携帯事業者間の接続だけでなく、MVNO(Mobile Virtual Network Operator)など自らネットワークを保有しない者との接続が増加し、また新たな周波数の割当により、既存の大手三事業者以外の新規参入事業者も生じる中で、接続料や接続条件の透明性向上等を求める意見やこれらの条件を巡る紛争事案が生じているところである。

(1)第二種指定電気通信設備制度の検証

1)第二種指定電気通信設備制度は、電波の有限希少性等により新規参入が困難な市場が形成されており、このような市場で相対的に多数の移動端末設備を収容する設備を設置する事業者は、他の事業者との接続協議において強い交渉力を有し、優越的な地位に立つといった市場支配力に起因した規制である。

①この点が、設備のボトルネック性に起因した規制である第一種指定電気通信設備制度とは異なるが、上記市場環境の変化等を踏まえ、両指定電気通信設備制度間の規制根拠の差異についてどのように考えるか。

②また、両制度の規制根拠の差異に起因して、第一種指定電気通信設備を設置する事業者には、接続約款の認可制・接続会計の整理義務等が課される

一方、第二種指定電気通信設備を設置する事業者には、接続約款の届出義務が課される等の規制の差異が生じているが、両者の規制根拠の差異に照らして現行の規制の差異についてどのように考えるか。

- 2) 第二種指定電気通信設備制度では、接続箇所(POI)の設置や機能のアンバンドルに関する考え方は整理されておらず、事業者の任意に行われている状況である。この点、アンバンドルに係る紛争事案が現に発生したことに加え、今後通信プラットフォーム市場やコンテンツ配信市場が拡大する中で、ネットワークが有する多様な機能の利用を求める事業者の増加が見込まれること等を踏まえ、
 - ① 第二種指定電気通信設備制度において、標準的接続箇所やアンバンドルに関する考え方を整理し必要な仕組みを設けることについてどのように考えるか。
 - ② 仮に考え方を整理する場合は、どのような点に留意しつつ、どのような考え方を採用することが適当か(第一種指定電気通信設備制度では、過度の経済的負担を与えることがないように留意しつつ、他事業者の要望があり、技術的に可能な場合は、アンバンドル等が義務付けられる)。
- 3) 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の接続料は、「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの」であることが必要とされている(法第34条第3項第4号)が、これまで「適正な原価」や「適正な利潤」の内容や算定方法については、必ずしも明確な基準が存在しなかったところである。
 - ① 接続料算定の透明性向上を図る観点から、「適正な原価」や「適正な利潤」の明確化を図ることについてどのように考えるか。
 - ② 仮に明確化を図る場合、第一種指定電気通信設備制度における「適正な原価」や「適正な利潤」の内容や算定方法との関係を踏まえ、「適正な原価」・「適正な利潤」の内容や算定方法についてどのように考えるか。
- 4) 現在、第二種指定電気通信設備を設置する事業者には、規制会計(電気通信事業会計・接続会計)の整理が義務付けられておらず、接続料算定と規制会計がリンクしない形となっている。この点について、接続料算定の透明性・検証可能性向上の観点と規制コスト増大の観点等を踏まえ、どのように考えるか。
- 5) その他、第二種指定電気通信設備制度について検討すべき事項はあるか。

(2) ネットワークインフラの利活用

- 1) 移動網を構築する上では、業務区域内に基地局をきめ細かく整備することが必要となるが、新規参入事業者がサービスエリアを既存事業者と同程度まで拡大するには相当の期間やコストが必要となる。また、空中線(アンテナ)を設置するための鉄塔などを設置する物理的スペースは限られており、景観上の問題等で新たな鉄塔等の設置が困難な場合もある。

ネットワークインフラの利活用を図ることは、新規参入や事業展開を容易にする面はあるが、他方、周波数の割当を受けた事業者は、その業務区域内に自ら

設備を構築して事業展開を行うことが原則と考えられる。これらの点を踏まえ、

①鉄塔など設備の共用ルールの整備についてどのように考えるか。

②また、ローミングの制度化についてどのように考えるか。

2)その他、検討すべき事項はあるか。

2. 固定ブロードバンド市場の公正競争環境の整備

固定ブロードバンド市場は、00年のメタル回線のアンバンドルを一つの契機として、DSLサービスが市場を牽引する形で拡大を続け、08年9月末時点では、約3,000万契約に達している。他方、DSLサービスは、06年3月をピークに減少傾向に転じ、08年度第一四半期には、FTTH 契約数がDSL契約数を上回り、FTTHサービスが、固定ブロードバンド市場の主役に名実ともに躍り出た状況になっている。

FTTH市場においては、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT東西」という。)が、光ファイバ回線数で78.9%(08年3月末)、契約数で73.4%(08年9月末)のシェアを占めており、回線数・契約数ともにNTT東西のシェアが継続的に高まっている状況にあるが、NTT東西は、08年11月に、08年度のFTTH契約数の見込みを下方修正(合計60万契約分)するなど、FTTH市場も更なる活性化に向けた取組が求められる状況となっている。

(1)FTTxサービス

1)FTTHサービスの屋内配線

①戸建向けの屋内配線の工事については、接続事業者の要望に応じ、NTT東西が、引込線(屋外配線)と一体的に実施する場合も生じてきている。この場合、屋内配線に係る条件はビジネスベースで決定されており、屋内配線の利用料や工事費はユーザ約款と同じ料金が適用され、無効派遣費用も適用されている状況にある。

従来は、利用者宅の外壁にキャビネットボックスを設置して引込線と屋内配線を物理的に区別する形態で工事を行っていたが、最近、外壁にキャビネットボックスを設置せずに、引込線から「引き通し」形態で屋内配線を敷設する工事形態が出現している。このように、屋外の引込線の延長線的に屋内配線が敷設される中で、接続事業者からは、屋内配線の法的位置付けや料金水準に問題があるとの意見が示されている。このような状況を踏まえ、

ア 屋内配線の法的位置付けについてどのように考えるか。すなわち、i)「引き通し」形態の場合、ii)外壁にキャビネットボックスを設置して引込線と屋内配線を物理的に区別する場合、それぞれの工事形態における屋内

配線は、第一種指定電気通信設備に該当すると考えられるか。

イ また、アで屋内配線が第一種指定電気通信設備に該当しない場合であっても、屋内配線の利用料や工事費、無効派遣費用について、第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な事項(法第33条第4項第1号ホ)としてルール化することについてどのように考えるか。

ウ その他、屋内配線工事について検討すべき事項はあるか。

②利用者が契約事業者を変更する場合に、一の事業者が敷設した屋内配線を転用できないと、既設屋内配線の撤去・新規屋内配線の敷設が必要となる。このことは、利用者負担を生じさせるとともに、既存事業者による顧客のロッキング効果を生み出すこととなっており、接続事業者からは、屋内配線の転用ルールの整備を求める意見が示されている。このような状況を踏まえ、

ア 屋内配線の転用ルールの整備についてどのように考えるか。i)戸建向けの場合、ii)マンション向けの場合のそれぞれについてどうか。

イ 仮にルール整備が必要な場合、ルール化が必要な事項は何か。また、ルール化に向けた課題としてどのようなことが考えられるか。

ウ FTTH契約の変更は、NTT東西から競争事業者への変更だけでなく、競争事業者からNTT東西への変更の場合も存在する。このため、後者は、前者よりもその数は少ないと考えられるものの、転用ルールは、NTT東西だけでなく、競争事業者も含めて整備することが必要と考えられるが、この点についてどのように考えるか。

エ その他、屋内配線の転用ルールについて検討すべき事項はあるか。

2)ドライカツパのサブアンバンドル(FTTRサービス)

FTTR(Fiber To The Remote terminal)サービスは、NTT東西の局舎からき線点付近まで(上部区間)は光ファイバ回線、き線点付近から利用者宅まで(下部区間)はメタル回線で提供するものである。メタル回線を用いるDSLサービスでは、距離による減衰が発生しサービス品質が低下するおそれがあるが、これをき線点付近までの光ファイバ回線の利用により一定程度補うとともに、既存のメタル回線を用いることで引込線の工事が不要となる等の効果が期待されるものである。

FTTRサービス(電話非重畳型)を提供するためには、接続事業者は、メタル回線(ドライカツパ)と光ファイバ回線(ダークファイバ)の二種類のメニューを利用する必要があるが、接続事業者からは、上部区間では、サービス提供上メタル回線は利用しないので、下部区間に限定したメタル回線メニューの設定(ドライカツパのサブアンバンドル)を求める意見が示されているところである。

①当該アンバンドルの要否について、以下の点を踏まえ、どのように考えるか。

ア NTT東西からは、下部区間に限定したドライカツパ接続料を設定した場合、当該メタル回線の上部区間が他に転用できなくなる点が問題として示

されている。この点について、メタル回線の芯線利用率が低下傾向にある中で、ドライカップ接続料に与える影響等を踏まえ、どのように考えるか。

イ また、NTT東西は、下部区間のメタル回線の保守のためには、上部区間が必要であると主張しているが、この点についてどのように考えるか。他に工夫をする余地はないか。

ウ 仮に上部区間が保守に必須の場合、保守に限定した上部区間の利用について費用負担の問題をどのように考えるか。

②その他、ドライカップのサブアンバンドルについて検討すべき事項はあるか。

3)その他、FTTxサービスについて検討すべき事項はあるか。

(2)DSLサービス

前述のように、DSLサービスの契約数は、06年3月をピークに減少傾向に転じ、08年度の第一四半期にFTTHサービスと逆転したところである。しかし、DSL市場は、未だ約1,200万契約を有する市場であり、FTTH固有のキラーコンテンツが多数登場し、FTTHとDSLのサービス内容の差異が多数の利用者にとって有意なものとなるまでの間は、今後も一定のボリュームを有したまま存続することも想定される。

1)電話重畳型DSLサービスの事業者名の申込みの扱い

情報通信審議会答申(07年3月)において、電話重畳型DSLサービスについては、加入電話サービスに重畳するだけであり、基本的には加入電話の契約関係に変更を加えるものではないことから、申込者が必ずしも回線名義人と同一人である必要がないとされ、回線名義人以外であっても、DSLサービスの利用者等からの申込みを可能とすることが適当とされた。

同答申後、DSLサービスの利用者等からの申込みスキームについて、NTT東西と接続事業者の間で協議が行われてきたところであるが、現在、回線名義人の権利保護及び当該申込みスキーム実現のためのシステム改修費用の負担方法が問題となっているところである。具体的には、

①回線名義人の権利保護については、回線名義人の意思に反する申込みが行われたときに、当該回線名義人からの依頼に基づくDSL契約の解除についてNTT東西と接続事業者のいずれが行うかなどの運用方法が問題となっているが、この点についてどのように考えるか。

②申込スキームに係る改修費用については、接続事業者からは、ラインシェアリングの回線管理運営費に算入することで他の接続事業者を含めて負担する考え方が示されているが、この点についてどのように考えるか。

③その他、当該申込みについて検討すべき事項はあるか。

2)回線名義人情報の扱い(洗い替え)

NTT東西は、08年10月に、名義人即時回答システムのロジックを見直し、より効率的に回線名義人の正誤を判断することができるようになったが、この場合でも、回線名義人の情報自体が正確かつ最新の状況を反映したものとなっていないと、回線名義人の把握に時間を要する状況に変わりはないことになる。

この点、NTT東西においては、現に所要手続案内をハローインフォメーションに記載して請求書に同封する等の周知の取組を行っているところであるが、接続事業者からは、サービスの利用者は、回線名義人情報を正確に認識しているわけではなく、また利用者と請求書送付先が異なる場合もあるため、所要手続案内の請求書への同封のみでは、その効果に限界があることも否めず、回線名義人情報に関する適正化対応(情報の洗い替え)の徹底を求める意見が示されているところである。このような状況を踏まえ、

- ①加入電話サービスの利用者に対し、回線名義人名の確認と必要な場合の訂正を効果的に促す仕組みとして、どのようなことが考えられるか。
- ②このような回線名義人の適正化について、NTT東西のみならず、競争事業者においても同様の取組が求められると思うが、この点についてどう考えるか。
- ③その他、回線名義人情報の適正化について検討すべき事項はあるか。

3)その他、DSLサービスについて、検討すべき事項はあるか。

(3)ネットワークインフラの利活用

1)中継ダークファイバの空き芯線がない区間におけるWDM装置の設置

中継ダークファイバの空き芯線がない区間(Dランク区間)については、過剰保留を抑制する仕組みの導入(07年11月)により、その割合は減少傾向にあるものの、依然として一定の割合存在している状況にある。

この点、接続事業者からは、既にWDM(波長分割多重:Wavelength Division Multiplexing)装置を設置している区間については、その情報開示や空き波長の貸出ルール策定を求める意見や、WDM装置を設定していない区間であっても、非ブロードバンド地域の基盤整備を行う上での支障を解消する観点から、早急にWDM装置設置のルール化を求める意見が示されている。このような状況を踏まえ、

- ①WDM装置の既設区間については、新たな投資負担や既存利用者の収容替えの問題が生じないと考えられ、1芯を波長分割した結果として空き波長が生じている場合があるため、ネットワークインフラの利活用を図る観点から、
ア 波長分割された中継ダークファイバの貸出ルールを整備することについてどのように考えるか。

- イ 仮にルール整備が必要な場合、接続料の算定上、1芯を波長分割して生じた複数波長の中の1波長と波長分割されていない1芯は、同一の単位として捉えるべきか。また、その他接続料算定上の課題はあるか。
- ウ WDM装置の既設区間に波長分割により空き波長が存在している場合でも、現在はDランク区間となるため、接続事業者は当該空き波長の存在が把握できない状況となっている。仮にルール整備が必要な場合、WDM装置の既設区間についてどのような情報の開示が必要か。
- ②WDM装置が設置されていない区間について、非ブロードバンド地域における基盤整備等の観点から、Dランクを解消するためにWDM装置の設置を義務付けることについて、以下の点を踏まえ、どのように考えるか。
 - ア 他に代替手段が存在している場合は、WDM装置の設置は必ずしも不可欠とは言えないときもあること
 - イ 他方、他に代替手段が存在しない場合又は他の代替手段がWDM装置の設置と比べてコスト面で現実的でない場合もあること
 - ウ 新たな投資負担や既存利用者の收容替えの問題が生じること
 - エ 他方、ウは、WDM装置のコスト負担の方法(中継ダークファイバの接続料原価に算入又は個別負担)の問題であり、また既存利用者の收容替えによるサービス断は、従来の工事でも同様に発生していること
- ③その他、検討すべき事項はあるか。

2)中継ダークファイバに係る経路情報の開示

中継ダークファイバについては、現在、異経路構成が確保されているかどうかを確認できない仕組みとなっている。ネットワークの冗長性を確保しサービスの信頼性向上を図ることは、利用者利便の確保の観点から重要であるが、道路掘削工事等によるケーブルの切断事故等で初めて異経路構成が確保されていないことを確認する場合もあり、ケーブルの経由するビル情報や重複区間等の情報の開示を求める意見が接続事業者から示されている。

この点、NTT東西のセキュリティ上の問題に留意する必要があるが、接続事業者側からは守秘義務協定による対応や冗長構成が確保されていることをNTT東西が保証する仕組み等の提案がなされている状況等を踏まえ、

- ①以下の中継ダークファイバについて、異経路構成を確認する仕組みを設けることについてどのように考えるか。更に、異経路構成の確認に加えて、異経路構成を保証する仕組みを設けることについてどのように考えるか。
 - ア 新規に借りる中継ダークファイバ
 - イ 既に利用している中継ダークファイバ
- ②仮に異経路構成を確認又は保証する仕組みが必要な場合、具体的にどのような確認方法が考えられるか。また、セキュリティ上の問題のほかに、異経路構

成を確認又は保証する仕組みが設けられない理由はあるか。

③その他、検討すべき事項はあるか。

3)その他、ネットワークインフラの利活用について検討すべき事項はあるか。

3. 通信プラットフォーム市場・コンテンツ配信市場への参入促進のための公正競争環境の整備

近年のIP化・ブロードバンド化の進展等に伴い、自らは電気通信回線設備を設置せずに、他事業者のネットワークを利用して事業展開を行う者が増加傾向にある。具体的には、配信サーバのみを自ら設置してコンテンツ配信等を行ったり、コンテンツ配信等を行う者に対して認証・課金機能等を提供する事業形態であり、これらの事業は、コンテンツ配信市場や通信プラットフォーム市場として今後の更なる発展が期待されているところである。

従来の接続ルールは、固定通信市場を中心に、電気通信回線設備を設置する電気通信事業者間の接続について主に検討が行われてきたが、このような環境変化を踏まえ、電気通信市場の公正競争環境を整備する観点からは、通信プラットフォーム市場やコンテンツ配信市場の事業者など他事業者のネットワークを利用して事業展開を行う者との関係にも着目した接続ルールの検討が求められる状況となっている。

(1)通信プラットフォーム機能のオープン化

通信プラットフォーム機能とは、ネットワーク上でコンテンツ・アプリケーションを円滑に流通させるための機能であり、認証・課金機能や位置情報提供機能などがその例として挙げられる。

1)移動網の通信プラットフォーム機能

モバイル市場では、ネットワークを保有する携帯事業者が、通信サービスの提供だけでなく、認証・課金機能等の通信プラットフォーム等の提供を一体的に行う垂直統合型の事業展開が一般的に行われている。

この点、当該携帯事業者以外にもMVNOとして通信プラットフォーム機能等を提供する事業者が増加し、通信プラットフォームの多様性等が確保されることは、コンテンツ配信事業者や利用者の利便性を向上させると考えられるため、1(1)2)に基づき、機能のアンバンドルや標準的接続箇所に関する考え方が整理される場合を前提に、

①第二種指定電気通信設備を設置する事業者の設備・機能について、新たにアンバンドルして提供することが必要な機能や新たに標準的接続箇所として追

加が必要なものがあるか。

- ②第二種指定電気通信設備に該当する設備か否かは、当該設備を用いて実現する機能に着目して判断することとされているが、上記①に関連して、第二種指定電気通信設備を設置する事業者の有する設備のうち、その機能に着目して新たに指定対象とすることが必要な設備はあるか。
- ③その他、移動網の通信プラットフォーム機能等について検討すべき事項はあるか。

2)固定網(NGN)の通信プラットフォーム機能

- ①NTT東西のNGN(Next Generation Network)については、現在、3つのインターフェース(NNI、UNI、SNI¹)が開示されるとともに、4つの機能(収容局接続機能・IGS接続機能・中継局接続機能・イーサネット接続機能)がアンバンドルされている。

しかし、これらのインターフェース・機能は、電話・インターネット接続・コンテンツ配信等のサービス提供を行うためにNGNを利用する事業者に対するものであっても、品質制御機能等の通信プラットフォーム機能のみを利用する事業者に対するものとはなっていない。

この点、接続事業者からは、品質制御機能等を利用するためのインターフェースの開示・当該機能のアンバンドルを求める意見が示されているが、この点についてどのように考えるか。

- ②その他、NGNの通信プラットフォーム機能について検討すべき事項はあるか。

(2)紛争処理機能の強化等

通信プラットフォーム事業者やコンテンツ配信事業者等は、電気通信設備を用いているが、電気通信回線設備は設置せずに事業を行っている者が多いと考えられる。電気通信事業法上、これらの者は、電気通信事業を営んでいるものの、登録・届出は不要(≠電気通信事業者)であり、同法の適用除外の位置付け(法第164条第1項第3号)とされている。

ただし、これらの事業者については、例外的に、検閲の禁止(法第3条)・通信の秘密(法第4条)の規定が課されるほか、ドミナント事業者(禁止行為等規定適用事業者:NTT東西とNTTドコモ)による業務への不当な規律・干渉の禁止(法第30条第3項第3号)規定で保護される対象とされている。

- 1)電気通信事業紛争処理委員会は、電気通信事業法に基づき、原則、当事者がともに電気通信事業者である場合の紛争事案のあっせん・仲裁を行うこととされ

¹ NNI(Network -Network Interface)、UNI(User-Network Interface)、SNI(Application Server-Network Interface)

ているため、電気通信事業者ではない通信プラットフォーム事業者やコンテンツ配信事業者と電気通信事業者との間で接続等に関する紛争事案が生じて、同委員会の紛争処理の対象とはならない。

IP化の進展等に伴い、通信プラットフォーム市場やコンテンツ配信市場が拡大する中で、今後、これらの市場との関係でも接続等に関する紛争事案が増加すると考えられることを踏まえ、迅速かつ円滑な紛争処理を確保する観点から、電気通信事業者とこれらの事業者間の紛争事案を同委員会の紛争処理機能の対象とすることについてどのように考えるか。

- 2) 電気通信事業は営んでいるものの、電気通信事業法の適用除外とされている通信プラットフォーム事業者やコンテンツ配信事業者について、今後、通信プラットフォーム市場・コンテンツ配信市場の拡大が見込まれる中で、電気通信事業者でないことに起因する不利益を回避する観点から、電気通信事業法に関して検討すべき課題はあるか。
- 3) その他、紛争処理機能の強化等について検討すべき事項はあるか。

(3) その他、通信プラットフォーム市場・コンテンツ配信市場への参入促進のために検討すべき事項はあるか。

4. 固定通信と移動通信の融合時代等における接続ルールの在り方

(1) 接続料算定上の課題

NTT東西のNGNの接続料については、08年5月から「次世代ネットワークの接続料算定等に関する研究会」を開催し、接続料算定上の課題を検討したところであるが、同研究会の報告書(08年12月)において、「逆ざや問題」や「ビル&キープ方式」については、引き続き検討を行うことが適当とされていたところである。

1) 逆ざや問題

第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する事業者の接続料は、コストに適正利潤を加えた事業者間均一料金での設定が義務付けられている。他方、接続事業者側は、当該均一料金とは無関係に任意に接続料が設定可能であるため、接続料で利益を稼ぐことを目的として、不当に高額な接続料を設定することを懸念する意見がNTT東西から示されているところである。

- ① 接続料で利益を稼ぐことを目的として、「不当に高額な接続料」を請求することは、電気通信事業法に規定する接続の拒否事由(法第32条第2号)に該当する可能性があると考えられるが、どうか。

②この場合、「不当に高額な接続料」の判断基準として何が考えられるか。以下の点についてどのように考えるか。

ア コストに適正利潤を加えた事業者間均一料金の設定が義務付けられていない事業者は、当該義務付けがある事業者との関係では、自らの接続料を低廉化して請求するインセンティブが働きにくいこと

イ 高額な接続料を設定する接続事業者については、当該事業者向け利用者料金にその分転嫁することの適否や転嫁する場合の利用者への影響

2)ビル&キープ方式

ビル&キープ方式とは、利用者料金については、通信の発側の事業者が着側の事業者のネットワークを含めてエンドエンド料金を設定し、接続料については、互いに支払わないという形態である。ビル&キープ方式には、以下のような検討すべき課題があるが、それぞれについてどのように考えるか。

①ビル&キープ方式では、互いの網に流出入する通信量が均衡している場合に適用し、通信量の均衡が崩れた場合はエンドエンド方式に移行するという運用が考えられるが、通信量の均衡・不均衡に係る基準は、どのような考え方で設定すべきか。

②ビル&キープ方式では、自網発通信の利用者料金収入で、自網発だけでなく自網着の通信も含めてコスト回収できるようにすることが必要となるが、このようなコスト回収の方法についてどのように考えるか。

③ビル&キープ方式と現行の接続制度との関係については、以下のような問題があるが、この点についてどのように考えるか。

ア 一のアンバンドル機能の接続料の算定方法について、事業者ごとに差異が生じることとなること

イ 利用者料金はエンドエンド料金を設定する一方、接続料を互いに支払わないことは、第一種指定電気通信設備等に係る接続料についてコストに適正利潤を加えた事業者間均一料金としたこととの間で整理が必要となること

3)その他、接続料算定について検討すべき事項はあるか。

(2)固定通信と移動通信の融合時代等における接続ルールの在り方

固定通信市場では、08年3月末に、NTT東西がNGNの商用サービスを開始し、その後、順次サービスエリアを拡大しており、既存IP網からNGNへの移行は2012年度末を目途に完了する予定で取組を行っている。また、PSTNユーザのマイグレーションについては、2010年度に概括的展望を公表することとしている。

モバイル市場でも、2010年の3.9Gの商用開始などアクセス回線の高速化・大容量

量化が進展し、固定ブロードバンドサービスと遜色のない通信速度に達すると予想されるとともに、中継網のIP化も予定されるなど、ネットワークレベルでは、今後、固定網と移動網の差異が希薄化し、両者の融合が急速に進展していくことが想定される。

これに伴い、サービスレベルでも、今後、FMC(Fixed Mobile Convergence)サービスなど固定通信・移動通信の融合サービスの増加が想定され、実際、NTTグループでは、2010年度を目途に固定・移動ともにフルIPのネットワーク基盤を構築し、サービスの融合・連携を本格的に展開する予定としている。

このような固定通信・モバイル市場の動きに伴い、通信プラットフォーム市場・コンテンツ配信市場でも、固定網・移動網上でシームレスに利用可能な通信プラットフォームの提供など、更なる市場の発展が見込まれる中で、固定通信・モバイル市場との関係も更に緊密化することが想定される。このような状況を踏まえ、

- 1) 今後の接続ルールやその基となるドミナント規制の在り方を検討する際には、どのような視点で検討を行うことが必要か。検討上踏まえるべき視点として、例えば、固定通信と移動通信の融合、通信サービスレイヤーにおける市場支配力の上位レイヤー(通信プラットフォーム・コンテンツ配信レイヤー)へのレバレッジなどが考えられるが、他にどのような視点が考えられるか。
- 2) また、上記の視点に基づき、現行の接続ルールやその基となるドミナント規制について規制対象(公正競争条件を確保すべき市場の画定や当該市場における市場支配力を有する者の認定の在り方等)や規制内容(市場支配力を有する者に対して課すべき接続料・接続条件に係る規制等)などを検証する場合、今後見直しが必要になると考えられる事項として何が考えられるか。
- 3) その他、検討すべき事項はあるか。